

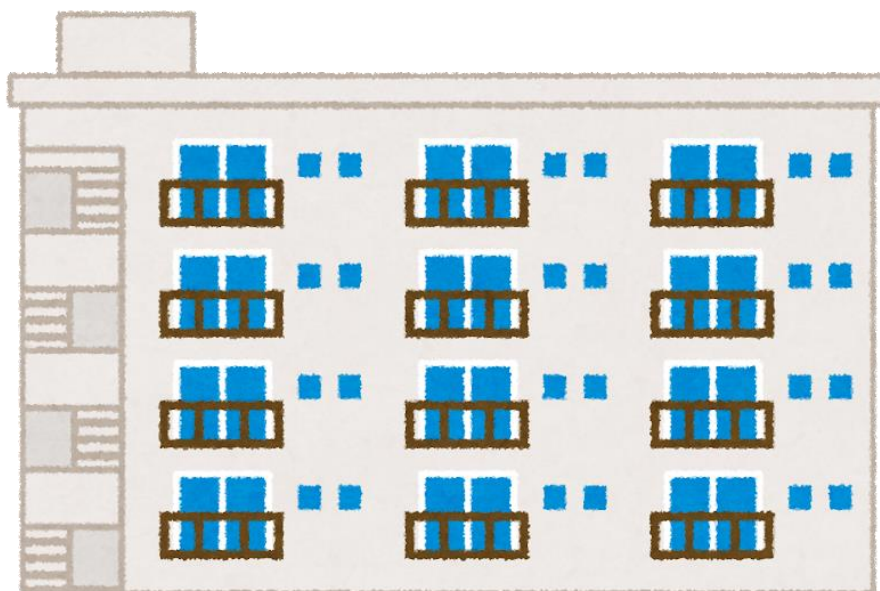
令和6年1月

市営住宅入居者 募集のしおり

申込書配布・受付期間

令和6年1月10日(水)～1月22日(月)

土日を除く8時30分～17時00分まで(22日は16:30まで)



※市営住宅の申込みにあたっては、色々な資格条件があります。
この「しおり」をよくお読みになり、申込用紙に必要事項を記入の上、
必要な書類を揃えてお申し込みください。

逗子市 都市整備課 土木管理係

TEL 046-873-1111 内線481

◆ もくじ

1. 市営住宅へ入居を希望される方へ	2	ページ
2. 募集する住宅について	4	ページ
3. 申込みから入居決定まで	6	ページ
4. 申込資格	8	ページ
5. 入居収入基準（月収額）とは	11	ページ
6. 月収額（収入基準）の計算	11	ページ
(1) 控除の対象について	12	ページ
(2) 給与所得の方	13	ページ
(3) 年金所得の方	16	ページ
(4) その他の所得・日雇いの方	18	ページ
7. 入居決定後の手続き	21	ページ
8. 住民票交付請求書 記入例	22	ページ
9. 市営住宅入居申込書 記入例	24	ページ

1. 市営住宅へ入居を希望される方へ

1、はじめに

市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた住居です。このため市営住宅は他の民間住宅とは異なり、入居に際して公営住宅法、逗子市営住宅条例などにより収入基準をはじめとするさまざまな規定が設けられています。この「募集のしおり」をよくお読みになったうえでお申し込みください。

2、申込みにあたっての注意事項

- ① 申込書、その他の提出書類に虚偽があることが判明した場合は、入居決定後でも入居許可を取り消します。
- ② 申込みは、1世帯につき1通に限ります。1世帯で2通以上の申込みをしたり、単身で申込みをした者が他の申込者の家族になっていたりする場合は、全ての申し込みが失格になります。
- ③ 申込資格に関する基準日は、令和6年1月22日（月）です。入居時まで申込資格が継続していない時は、当選後も失格となります。
- ④ 申込書の家族欄に名前が書かれていない方は入居できません。（申し込み後の家族の増減は、出生・死亡等以外は認められません。申込者本人が死亡等により申込資格がなくなった場合は、失格となります。）
- ⑤ 当選後の実態調査の結果、失格となる場合があります。（補欠上位者が当選となります。）
- ⑥ 期日までに必要書類が提出されない場合は、失格となります。（補欠上位者が当選となります。）
- ⑦ 郵送による受付は一切いたしません。持参による申込みのみ受け付けます。
- ⑧ 現在、他の公営住宅等に入居している方は申込みできません。
- ⑨ 持ち家のある方は申し込みできません。入居する家族に持ち家がある場合も申し込みできません。
- ⑩ 共用部分の光熱水費等は入居者負担になります。入居後は速やかに自治会に加入していただき、共益費を含んだ自治会費を自治会に納めてください。
- ⑪ 沼間南台住宅、池子住宅の敷地内に駐車場があります。使用希望者数が空き区画戸数を超えた場合は抽選となります。

3、入居にあたっての注意事項

- ① 入居決定後、10日以内に市営住宅入居請書の提出と敷金の納付（家賃3ヶ月分）をしてください。
- ② 連帯保証人が1名必要となります。
- ③ 市営住宅内では小魚や小鳥等以外の動物を飼うことを禁止しています。
- ④ 市営住宅内での、石油・ガスストーブ等の使用については、危険ですので全面禁止とさせていただきます。

4、家賃と収入申告について

- ① 入居世帯の収入額に住宅の立地条件、面積、築年数、設備などを加味して毎年決定されます。入居者には毎年世帯の収入額を申告していただきます。
- ② 家賃を滞納した場合、入居名義人に催告を行うとともに、連帯保証人に請求します。3ヶ月分以上滞納した場合は住宅の明け渡しを請求することがあります。家賃は必ず納入期限までに納入してください。
- ③ 入居してから3年を経過したのちに入居収入基準をこえた場合は、『明け渡し努力義務』が生じます。また、収入額の調査において『高額所得者』に該当する場合は、一定の期間を定め、住宅の明け渡し請求をします。

5、修繕について

- ① 入居後、日常生活において消耗したものの軽易な修繕は、入居者の負担となります。
- ② 給水管、排水管、建物本体などの修繕が必要なときは、市が修繕を行いますので、ご連絡ください。
- ③ 退去時には、畳表の取替え、ふすま・障子の張替え、破損ガラスの張替えなどを退去者負担でしていただきます。

2. 募集する住宅について

今回募集する住宅は、次のとおりです。

申込みについては、資格がありますので8～10ページの『申込み資格について』をご確認ください。

※申込は住宅・世帯資格ごとの申込になります。

住宅名	池子住宅
募集戸数（階）・ 申込できる世帯・ 間取り	【2戸】 <u>2階202号（事故物件）・単身世帯・35.9㎡/1DK</u> <u>3階307号・単身世帯・36.2㎡/1DK</u>
住所	逗子市池子3-1-6
構造	中層耐火3階建
建設年度	2013年
エレベーター有無	有

住宅名	沼間南台住宅
募集戸数（階）・ 申込できる世帯・ 間取り	【1号棟 3戸】 <u>2階201号・高齢者同居世帯・72.9㎡/3DK</u> <u>3階304号・一般世帯・62.6㎡/2DK</u> <u>4階405号・一般世帯・72.9㎡/3DK</u> 【2号棟 2戸】 <u>1階104号・高齢単身世帯・62.6㎡/2DK</u> <u>3階301号・一般世帯・72.9㎡/3DK</u>
住所	逗子市沼間1-24-1
構造	中層耐火5階建
建設年度	2003年
エレベーター有無	有

※申込みできる世帯について、

一般世帯とは、家族2人以上の世帯

単身世帯とは、1人世帯 高齢単身世帯とは、60歳以上の1人世帯

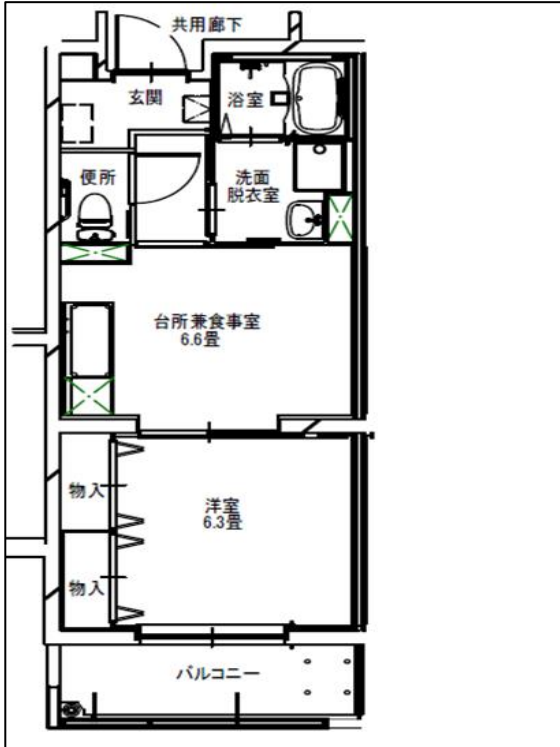
高齢者同居世帯とは、申込者と同居しようとする家族の総数が3人以上で、同居人に申込者または配偶者の直系血族で60歳以上の高齢者がいる世帯（血族とは、本人から見て両親、祖父母、子、孫など。兄弟、妻は含まない。）

をいいます。

【募集住宅の間取り】

※部屋の広さ及び配置等は部屋によって多少異なる場合があります。

池子住宅 1DK (例)



沼間南台住宅 2DK (例)



沼間南台住宅 3DK (例)



3. 申込みから入居決定まで

1、申込受付

市役所 2階 都市整備課土木管理係

令和6年1月10日（水）～令和6年1月22日（月）

土日を除く8時30分から17時00分まで（22日は16時30分まで）

2、公開抽選会（予定）

申込者が募集戸数を超えた場合、抽選によって当選者を決定します。

【日時、場所】令和6年2月6日（火）市役所5階 会議室

住宅種類	開始時間
① 池子住宅（単身） 202号	14:00
② 池子住宅（単身） 307号	14:15
③ 沼間南台住宅（一般・2DK） 1-304号	14:30
④ 沼間南台住宅（一般・3DK） 1-405号、2-301号	14:45
⑤ 沼間南台住宅（高齢者同居） 1-201号	15:00
⑥ 沼間南台住宅（高齢単身） 2-104号	15:15

- ・受付票に記載の受付番号をもとに抽選を行います。
- ・当日、駐車場のご用意はございません。公共交通機関でお越しください。
- ・抽選結果については、逗子市ホームページ、都市整備課窓口にて公表いたします。なお、当選した方には、別途通知文を送付いたします。
- ・電話による抽選結果のお問い合わせには応じられません。

※当日、欠席されても当落には関係ありません。

3、実態調査

当選された方の資格審査を行います。必要書類の提出及び現在のお住まいを調査させていただきます。審査の結果、失格となる場合があります。

4、入居者の決定

実態調査の結果により入居者の決定を行います。

決定者には、入居者決定通知書を送付します。

決定後、入居予定の住宅を確認していただきます。

5、申込み時に必要な書類

- 市営住宅入居申込書(第1号様式)
- 同意書 申込者及び同居の家族が直筆で氏名を記入してください
※所得額、市民税の滞納有無、暴力団員か否かの確認等に使用します。
- 申込世帯全員の住民票の写し(「続柄・本籍地等」記載のもの)
- 収入の額を証する書類

内容	収入の額を証する書類
給与所得者で現在の勤務先に 令和5年1月1日以前から引き続き 勤務している方	令和5年分源泉徴収票又は令和5年分 市県民税課税証明書
給与所得者で現在の勤務先に 令和5年1月2日以降から勤務して いる方	直近12ヶ月の給与支払証明(12ヶ月に 満たない方は支給された月数分の給与 支払証明等、1ヶ月分の給与支払いを受 けていない方は採用証明等)
国民年金、厚生年金等の収入の方 (令和5年2月以前から支給されてい る方)	令和5年分の公的年金等の源泉徴収票 又は令和5年分市県民課税証明書
令和5年1月1日以前に現在の事業 を始めた方、日雇い等をしている方	令和5年分の所得税確定申告書の控え 又は令和5年分市県民税課税証明書
令和5年1月2日以降に現在の事業 を始めた方、日雇い等をしている方	所得金額を証明する書類(給与支払証明 書、帳簿等)
収入のない方	令和5年分市県民税課税証明書

- 賃貸借契約書の写し
- 裁量階層の方は裁量階層を証する書類(9~10ページ参照)
(障害者手帳の写しなど)
- 生活保護受給者の方は生活保護受給証明書
- その他、必要と認められる書類(8~10ページ参照)

4. 申込資格

申込資格におけるすべての基準日は令和6年1月22日です。

※【 】内は確認書類です。当選後、速やかに提出していただきます。

(1) 一般の資格（一般世帯、高齢者同居世帯）

- ① 次の②～⑨までのすべての条件に該当すること。
- ② 申込者は成人であること。
- ③ 夫婦（婚約者、内縁関係及びパートナーシップ宣誓制度の登録者を含む）または親子を主体とした家族であること。【母・父子世帯は確認のために戸籍謄本が必要です。】

（注1） 婚約者は、入居までに婚姻した旨の証明が必要です。

（注2） 子ども（両親死亡の場合を除く）だけの申込みや、両親のうち片方だけと同居するなど、家族を不自然に分割しての申込みはできません。

（注3） 内縁関係にあるものとは、戸籍上配偶者がなく、住民票の続柄に「未届けの妻」または「未届けの夫」とある方です。

（注4） 離婚調停中の場合、入居決定までに離婚を証明する書類の提出が必要です。

（注5） パートナーシップ宣誓制度の登録者については、宣誓証明書の掲示がないと申込みはできません。

- ④ 現在、いずれか一方に該当していること。
 - ・ 申込者が令和5年1月22日以前から、逗子市内に住民登録をし、居住していること。（基準日から1年以上）
 - ・ 申込者が令和5年1月22日以前から市内の事業所（会社、店舗、事務所等）に勤務していること。（基準日から1年以上）【在勤証明書が必要です。】

⑤ 市民税の滞納がないこと。

⑥ 連帯保証人がいること。（入居決定時）

※申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人（原則：市内居住者）1名

⑦ 現在、次のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。

ア 住宅用でない建物に住んでいる（倉庫、事務所等）

【賃貸借契約書・間取り図・状況を説明する文書】

イ 他の世帯と炊事場、便所、浴室のいずれかを共同使用している。

【賃貸借契約書・間取り図】※親子等との同居は除く。

ウ 住宅が狭い（居住部分が1人あたり4畳以下）

（計算式： $\frac{\text{畳数}}{\text{畳} \div \text{使用人数}} \text{名} = 1 \text{人平均} \text{畳}$ ）

【賃貸借契約書・間取り図】

※居住部分とは、台所、便所、浴室、洗面所などは除いた部分です。

エ 借地借家法に基づく正当な理由か、またはこれに準ずる理由により家主から立ち退き要求を受けている。

【賃貸借契約書・間取り図・立ち退き要求書】

オ 通勤に片道2時間以上かかる。

(各交通機関の標準所要時間を用い、乗換時間は10分として計算)

【賃貸借契約書・間取り図・通勤経路図】

カ 家賃が高い。(居住部分が1畳あたり3,000円以上)

(計算式: 月額家賃 _____ 円 ÷ 畳数 _____ 畳 = 1畳あたり _____ 円)

【賃貸借契約書・間取り図】

※居住部分とは、台所、便所、浴室、洗面所などは除いた部分です。

キ 住宅がないために、親族(婚約者を含む)と同居ができない。

【婚約者の場合、双方の両親等による婚約証明書】

※入居の決定までに入籍してください。

- ⑧ 申込者または同居しようとする親族が暴力団員(「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう)でないこと。
- ⑨ 世帯の収入額が、次の入居収入基準(月収額)内であること。

原則階層	0 ~ 158,000円 以下
裁量階層	158,001 ~ 214,000円 以下

(注1)「裁量階層」とは、高齢者世帯、障がい者世帯または子育て世帯など、一定の条件に当たる方のいる世帯で、それ以外の場合は「原則階層」となります。

(注2)月収額とは、1年間の総所得金額から12ページの控除額を引いた額を、1か月あたりにした金額で、入居する方全員の所得が対象となります。

(注3)月収額の計算方法については、11ページ以降を参照してください。

(2) 単身者の資格(単身世帯)

- ① 一般の資格の①及び③~⑧にあてはまること(2以外)。
- ② 戸籍上、配偶者がいないこと。【戸籍謄本】
- ③ 次のいずれかに該当すること。

※単身で入居される場合は、おひとりで、または常時の介護を受けることができ、日常生活を送れること、が条件となります。

ア 60歳以上の方	令和6年1月22日現在60歳以上の方【戸籍謄本】
イ 障がい者	身体障害者手帳の交付を受け、その等級が1級~4級の方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その等級が1級~3級の方 療育手帳の交付を受け、その程度がA1・A2・B1・B2の方 【身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの写し】

ウ 戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の障害のある方 【戦傷病者手帳の写し】
エ 原子爆弾被害者	原子爆弾に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 【被爆者手帳の写し】
オ ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方 【国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書の写し】
カ 生活保護利用者	生活保護を現に受けている方 【保護証明書の写し】
キ 中国残留邦人等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方 【永住帰国者証明書の写し】
ク 引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方 【永住帰国者証明書の写し】
ケ DV被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者の方で次のいずれかにあてはまる方 ◇配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年を経過していない方 【配偶者暴力相談支援センター等の長の発行する一時保護の証明書 の写し】 ◇配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年を経過していない方 【裁判所の発行する保護命令書の写し】

5. 入居収入基準（月収額）とは

入居収入基準（月収額）は、世帯における1年間の総所得金額を計算したうえ、あてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12（ヶ月）で割った金額です。

計算は、申込資格の基準日である令和6年1月22日現在の状況について行います。

その金額が下記の1、原則階層・2、裁量階層の入居収入基準（月収額）を超えた方は申込みできません。

原則階層	0 ～ 158,000円 以下
裁量階層	158,001 ～ 214,000円 以下

次のいずれかに該当する世帯（裁量階層）については、原則階層に比べ収入基準（月収額）の緩和措置がとられています（申込時に必要な証明書類を提出していただきます）。

高齢者世帯	申込者が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が、「18歳未満または60歳以上」である場合（単身の高齢者も該当）
障がい者世帯 戦傷病者世帯 被爆者世帯 <small>ハンセン病療養所入所者等世帯</small>	申込者または同居しようとする親族のどなたかが、9ページ（2）単身者の資格③のイ～オ、クのいずれかに該当する場合
海外引揚者世帯	
子育て世帯	申込者に、現在同居し扶養している就学前の子どもがいる場合

6. 月収額（収入基準）の計算

【注意点】

- ◇ 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合
 - ➡ それぞれの年間所得金額を合算した後、通常の計算を始めてください。
- ◇ 年金所得がある場合
 - ➡ 国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給、各種共済年金の収入については、16ページ以降を参照してください。
- ◇ 所得税法による非課税対象
 - ➡ 生活保護の各種扶助料・失業給付金・遺族年金・障害年金・福祉給付金などの収入は、計算の対象となりません。
- ◇ 1人で給与収入、年金収入、その他の収入などが複数ある場合
 - ➡ それぞれの所得金額を算出し、合計してください。
- ◇ 1人で2箇所以上からの給与収入、または2箇所以上からの年金収入などがある場合
 - ➡ それぞれの年間収入を計算し、合計額から所得金額を算出してください。
- ◇ 日雇い労働者の方で確定申告をしている方
 - ➡ 19ページ以降を見て計算してください。

(1) 控除の対象について

次の区分に該当する方は、世帯の所得金額の合計から、該当する控除額すべてを差し引いてから、月収額を計算してください。

区	分	控 除 を 受 け ら れ る 方	控除できる額	計 算		
1 親族	同居親族	市営住宅へ入居しようとする家族(婚約者、内縁関係及びパートナーシップ宣誓制度の登録者を含む)のうち、申込み本人以外の人数です。収入のある方も含みます。	1人につき 年 380,000 円	38 万円 × 人数 = <input type="text"/> 円		
	同居しない扶養親族	市営住宅へ入居はしないが、所得税法上の扶養親族(遠隔地扶養)である方。 ※単に仕送りをしているだけでは扶養親族とはなりません。		<input type="text"/> 円		
2	基礎控除振替	申込者本人、又は入居しようとする家族で給与所得又は公的年金などに係る雑所得を有する方。	1人につき 年 100,000 円	10 万円 × 人数 = <input type="text"/> 円 10 万円未満はその額 <input type="text"/> 円		
特別控除対象者	3 老人扶養親族 老人控除対象者 配偶者	年齢 70 歳以上の扶養親族の方。 または 年齢 70 歳以上の老人扶養配偶者の方。	1人につき 年 100,000 円	10 万円 × 人数 = <input type="text"/> 円		
	4 特定扶養親族	年齢 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族の方。 (妻・婚約者は該当しません。)	1人につき 年 250,000 円	25 万円 × 人数 = <input type="text"/> 円		
	5 障害者	(1) 障害者	申込み本人が障害者である場合、または 1 の親族の中に障害者がいる場合	障害者 (特別障害者以外)	1人につき 年 270,000 円	27 万円 × 人数 = <input type="text"/> 円
		(2) 特別障害者		特別障害者 (1~2 級の身体障害者 重度の精神障害者)	1人につき 年 400,000 円	40 万円 × 人数 = <input type="text"/> 円
	6 寡婦	申込み本人または同居親族で次のすべてに該当する方。 ア 夫と死別又は離婚してから婚姻をしていないか、夫の生死が不明であること。 イ 扶養親族(子を除く)があること。 ウ 所得の見積額が 500 万円以下であること。 ※夫と死別してから婚姻をしていない方又は夫の生死が不明である方は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	1人につき 年 270,000 円 ただし、所得が 270,000 円未満の場合はその額	27 万円 × 人数 = <input type="text"/> 円 27 万円未満はその額 <input type="text"/> 円		
	7 ひとり親	申込み本人または同居親族で次のすべてに該当する方。 ア 婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでないこと。 イ 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得の見積額が 48 万円を超える子は除かれます)がいること。 ウ 所得の見積額が 500 万円以下であること。 エ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。	1人につき 年 350,000 円 ただし、所得が 350,000 円未満の場合はその額	35 万円 × 人数 = <input type="text"/> 円 35 万円未満はその額 <input type="text"/> 円		
	控除額合計				<input type="text"/> 円	

(2) 給与所得の方

俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得という総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス手当などを含んだ金額です。(ただし、非課税所得は含みません。)

【年間総収入金額の求め方】 申込み基準日(令和6年1月22日)で給与収入のある方

現在の勤務先について			
1	2	3	4
入社が、 令和5年1月1日以前の方	入社が、 令和5年1月2日以後で1年以上経過している方	入社して、1年にならない方	入社して、1カ月分の給料を受けていない方
表① P.13	表② P.14	表② P.14	表③ P.15

表① 令和5年分 給与所得の源泉徴収票

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)
		(フリガナ)	
		(役職名)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与・賞与	3,243,418	2,088,000	788,926
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
有 無 従有 従無	千円	特 定 老 人 其 他 特 別 其 他	特 別 其 他
		人 人 人 人 人 人 人 人	人 人
			社会保険料等の金額
			358,92
			生命保険料の控除額
			50,000
			地震保険料の控除額
			住宅借入金等特別控除の額
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額	円	国民年金保険料等の金額	円
			配偶者の合計所得
			千円
			個人年金保険料の金額
			千円
			旧長期損害保険料の金額
			千円
1に該当した方	年間総収入金額	年間所得金額	
	・ 3,243,418 円	・ 2,088,000 円	

表② 給与支払い証明（収入証明）

申 込 者 用					
氏名	逗子 花子		採用 年月日	年 月 日	
職種	事務		年月日 現在扶養	3人	
給 与	年 月	230,500 円	給 与	年 月	223,000 円
	年 月	225,300 円		年 月	200,300 円
	年 月	189,800 円		年 月	225,300 円
	年 月	200,300 円		年 月	230,500 円
	年 月	198,000 円		給与計	2,590,000 円
	年 月	213,500 円	賞 与	年 月	75,200 円
	年 月	223,000 円		年 月	328,800 円
	年 月	230,500 円		賞与計	404,000 円

令和5年1月2日以降の日付

直近12ヶ月の給与

給与・賞与 計
2,994,000 円

2に該当した方

直近12ヶ月の各月の給与・賞与・その他手当（税込み）について確認してください。

通勤手当（非課税分）は含みません。

算出方法

直近12ヶ月間の総収入額

年間総収入金額

・ 2,994,000 円

3に該当した方

勤務した月からの給与支払証明を確認してください。

通勤手当（非課税分）は含みません。

年間総収入金額の算出方法

総収入金額（賞与分は除く）

勤務した月数

× 12 + 賞与分
(ヶ月)

表③ 採用証明（雇用証明）

給与額、採用年月日、扶養人数などを確認してください。

申 込 者 用			
氏名	逗子 花子	採用 年月日	年 月 日
職種	販 売	平成 年 月 日 現在 扶 養	3人
給与	249,500 円	内 訳	

4に該当した方

雇用条件にもとづき支給が予定されている1か月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額。
通勤手当（非課税分）は含みません。

算出方法

$$(\text{基本給} + \text{諸手当}) \times 12 = \text{年間推定総収入金額}$$

算出例)

$$249,500 \times 12 = 2,994,000$$

年間総収入金額

・ 2,994,000 円

【年間所得金額の求め方】 算出した年間総収入金額を次の表にあてはめてください。

年間総収入金額	年間給与所得金額
550,999 円まで	年間給与所得金額 = 0
551,000 円から 1,618,999 円まで	年間総収入金額 - 650,000 円 = 年間給与所得
1,619,000 円から 1,619,999 円まで	年間給与所得金額 = 1,069,000 円
1,620,000 円から 1,621,999 円まで	年間給与所得金額 = 1,070,000 円
1,622,000 円から 1,623,999 円まで	年間給与所得金額 = 1,072,000 円
1,624,000 円から 1,627,999 円まで	年間給与所得金額 = 1,074,000 円
1,628,000 円から 1,803,999 円まで	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。 A × 0.6 + 100,000 円 = 年間給与所得 A × 0.7 - 80,000 円 = 年間給与所得 A × 0.8 - 440,000 円 = 年間給与所得
1,804,000 円から 3,603,999 円まで	
3,604,000 円から 6,599,999 円まで	
6,600,000 円から 8,499,999 円まで	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円 = 年間給与所得

算出例) 年間総収入金額が2,994,000円の場合、上記の1,804,000円から 3,603,999円までに該当

$$2,994,000 \div 4,000 = 748.5 \quad (\text{小数点以下、切り捨て})$$

$$748 \times 4,000 = 2,992,000$$

$$2,992,000 \times 0.7 = 2,094,400$$

$$2,094,400 - 180,000 = 2,014,400$$

年間所得金額

・ 2,014,400 円

(計算式)

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \bullet \text{ 年間所得金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \Delta \text{ 控除額合計} \\ \hline \text{円} \end{array} \right] \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \star \text{ 月 収 額} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

(3) 年金所得の場合

厚生年金、国民年金、恩給、企業年金などの所得です。たとえば、老齢年金、退職年金をいいます。その他、法律により非課税とされている各種年金(障害年金、遺族年金、福祉年金など)については、所得金額0円としてください。

【年間総収入金額の求め方】 申込み基準日(令和6年1月22日)で年金収入のある方

現在の年金収入について

1	2	3
令和5年2月以前から年金を支給されている方	令和5年4月以降から年金を支給されている方	障害年金、遺族年金、福祉年金などの非課税の方
前年中の支払年金額。改定があった時は、改定通知書の支払年金額。2箇所以上から年金をもらっている方は(厚生年金と企業年金など)支払年金額の合計となります。	年金証書の支払年金額。改定があったときは、改定通知書の支払年金額。2箇所以上から年金をもらっている方は(厚生年金と企業年金など)支払年金額のと合計となります。	表③ P. 17
表① P. 16	表② P. 17	

表① 令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所			
	氏名			
種別	支払金額	源泉徴収税額		
年金	**3,500,000 ^円	*****0 ^円		
扶養親族等 申告書の提出	本人		控除対象配偶者の有無等	
	有	無	有	無
	特別障害者	その他の障害者	老人控除対象配偶者の有無	有
		老人者		無
扶養親族の数	障害者の数(本人以外)		社会保険料の金額(介護保険料額)	
特定	老人	その他	特定	その他
年金の種類	生年月日		年月日	
	老齢基礎厚生		昭和 年 月 日	

1に該当した方

年間総収入金額

・ 3,500,000 円

表② 年金証書

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 老齢 基礎年金番号 年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 昭和 年 月 日 受給権を取得した年月 平成 年 月

上記のとおり、国民年金法による年金給付厚生年金保険法による
保険給付を行うことに決定したことを証します。

平成 年 月 日

国民年金裁定通知書

老齢	基礎年金	該当条文 国民年金法 02 第 9 条の2				国民年金の保険料納付済期間等計	
支給開始 年 月	基本となる 年金額(円)	加算額(円)	繰下げによる 加算額(円)	繰上げによる 減算額(円)	支 給 停止額(円)	年金額(円)	納付 468月 免除 0月
29年 9月	3,700,000			200,000		3,500,000	第1号・第3号の保険料納付済期間等 納付 468月 免除 0月 付加 0月
							内 第2号の保険料納付済期間 厚生年金保険 0月 共済組合 0月
停止事由		停止期間		年 月から 年 月まで			
加算額対象者 子 人							

2に該当した方

年間総収入金額
→ ・ 3,500,000 円

表③ 年金振込通知書

年金振込通知書

年 月 日

あなたの年金は、年 月から 年 月までの各偶数月に、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きを行うこととしましたので通知します。(年金の支払予定日は右面に記載してあります。)

年金の種類 厚生年金 **遺族厚生** 年金

年金証書の基礎年金番号・年金コード

振込先金融機関店舗名 銀行・金庫 支店

3に該当した方

年間総収入金額
→ ・ 0 円

【年間所得金額の求め方】 算出した年間総収入金額を次の表にあてはめてください。

受給者の年齢	公的年金の年間総収入金額	年間所得金額の計算
65歳以上の方	1,100,000円まで	年金所得金額 = 0
	1,100,001円から 3,299,999円まで	(年金の総収入金額) - 1,100,000円 =
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 785,000円 =
65歳未満の方	600,000円まで	年金所得金額 = 0
	600,001円から 1,299,999円まで	(年金の総収入金額) - 600,000円 =
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 685,000円 =

算出例) 年齢65歳 ←

年間総支給額が3,500,000円の場合
上記の65歳以上の方の3,300,000円から
4,099,999円までに該当

$$3,500,000 \times 0.75 = 2,625,000$$

$$2,625,000 - 275,000 = 2,350,000$$

年間所得金額

・ 2,350,000円

(計算式)

$$\left[\frac{\bullet \text{年間所得金額}}{\text{円}} - \frac{\Delta \text{控除額合計}}{\text{円}} \right] \div \frac{12}{(\text{ヶ月})} = \frac{\star \text{月収額}}{\text{円}}$$

(4) その他の所得・日雇いの方

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください

【年間所得金額の求め方】

- 自営業などの方で、申込基準日(令和6年1月22日)で事業所得等のある方

開業した時期について

1	2	3
令和5年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	令和5年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過している方	令和5年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過していない方
表① P. 19	表② P. 20	表② P. 20

・ 日雇いの方

現在の勤務先について		
4	5	6
令和5年1月1日以前から引き続き現在まで日雇をしている方	令和5年1月2日以後に現在の日雇を始め、1年以上経過している方	令和5年1月2日以後に現在の日雇を始め、1年以上経過していない方
表① P. 19	13～16ページの「1 給与所得の方」にあてはめて計算してください。	13～16ページの「1 給与所得の方」にあてはめて計算してください。

表① 令和5年分 所得税の確定申告書控

収入金額等	事業	営業等	①	9584500
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給付	⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
		その他	⑧	
	総合課税	短期	⑨	
		長期	⑩	
	一時	⑪		
所得金額	事業	営業等	①	2859000
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給付	⑥	
		雑	⑦	
		総合課税・一時 ⑧+(⑨+⑩)×⅓	⑧	
		合計	⑨	2859000

1、4に該当した方

前年中の年間所得金額

令和5年分の所得税の確定申告書控の所得金額

年間総収入金額－必要経費＝所得金額

年間総金額

・ 2,859,000 円

表② 帳簿等

開業年月日	年 月 日		
売 上 月	売上	必要経費	所得
年 月	230,500	- 92,200	= 138,300
月	225,300	- 123,915	= 101,385
月	189,800	- 75,920	= 113,880
月	200,300	- 110,165	= 90,135
月	198,000	- 79,200	= 118,800
月	213,500	- 117,425	= 96,075
月	223,000	- 89,200	= 133,800
月	230,500	- 103,725	= 126,775
月	223,000	- 100,350	= 122,650
月	200,300	- 80,120	= 120,180
月	225,300	- 101,385	= 123,915
月	230,500	- 80,675	= 149,825
計	1,435,720		

2 に該当した方

算出方法

直近 12 ヶ月間の総所得金額

年間総収入金額

・ 1,435,720 円

3 に該当した方

帳簿等を確認してください。

算出方法

$$\frac{\text{総収入金額(総売上高)} - \text{必要経費}}{\text{事業を始めた月からの月数}} \times 12 = 1 \text{ 年間の推定所得金額}$$

(計算式)

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \bullet \text{ 年間所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \triangle \text{ 控除額合計} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right] \div \begin{array}{|c|} \hline 12 \\ \hline \text{(ヶ月)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \star \text{ 月収額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

7、入居決定後の手続き

- ① 入居手続き
 - ・ 市営住宅入居請書（以下を添付）を提出、敷金（家賃3ヶ月分）の納入等
 - 連帯保証人の住民票
 - 連帯保証人の収入を証する書類
 - 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）

- ② 入居可能日の通知
 - ・ 入居可能日から10日以内に入居していただきます。

- ③ 入居完了届の提出
 - ・ 転居後の住民票を添付の上、入居後10日以内に提出していただきます。

- ④ 家賃の納付（入居可能日から家賃発生）

8、住民票交付請求書 記入例

ver.2017.12.01

太枠の中を記入してください。また、○の箇所にチェックしてください。

住民票交付請求書

申請日 平成 年 月 日

※太枠の中を記入してください。

住所	電話番号	-	-
氏名	生年月日	明・大 昭・平	年 月 日

②住民票の請求者(実際に使う方)は、どなたですか。(どちらかにチェックしてください。)

①と同じ世帯の者(この欄は記入不要) ①と違う世帯の者(委任状等を用意の上、この欄に記入してください)

住所	電話番号	-	-
氏名	①窓口来庁者との関係	生年月日	明・大 昭・平
法人名	印	法人の場合のみ記入・押印(氏名欄は代表者氏名)してください。	

③必要な証明書の「住民票の住所・世帯主氏名」をご記入ください。 ※①と同じときは記入省略可

住所	神奈川県逗子市 逗子・桜山・沼間・池子・山の根・久木・小坪・新宿		
世帯主の氏名	(住民票の最初に記載されている方)		

「 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____ 方書
_____ 番地 _____ 」

本人又は同一世帯者にチェック。

④住民票に記載されている方との関係を記入してください(該当するものにチェックしてください)

本人 同一世帯者

請求者が上記に該当しない場合には、次のいずれかにチェックをつけて請求の理由を詳細に記載してください。

請求の理由 権利行使・義務履行のため 国または地方公共団体の機関に提出するため
 その他 市営住宅申込のため

権限書類 委任状 戸籍謄本 登記事項証明書 資格証明書 社員証
 契約書 借付書等 身分証明書 その他

⑤必要とする証明書等にチェックをつけて、通数を記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 住民票(または除票)世帯全員の写し	1 通	<input type="checkbox"/> 記載事項証明書(世帯全員)	1 通
<input type="checkbox"/> 住民票(または除票)世帯一部の写し	通	<input type="checkbox"/> 記載事項証明書(世帯一部)	通
必要な方の氏名 [_____]	(1通300円)	必要な方の氏名 [_____]	(1通300円)

(注) 除かれた住民票は、消除されてから5年を経過していると交付できません。

⑥表示する事項を記入してください。

日本人	本籍を表示しますか <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	続柄・世帯主を表示しますか <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
外国人	国籍を表示しますか <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	左記の事項以外の表示をしますか(住民票のみ) <input type="checkbox"/> 全表示 <input type="checkbox"/> 全非表示 <input checked="" type="checkbox"/> 一部表示(下記に○を記入) ①在留資格 ②在留期間等 ③在留期間満了日 ④在留カード等番号 ⑤第30条の45規定 ⑥カタカナ表記氏名
個人番号・住民票コード	個人番号を表示しますか <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	住民票コードを表示しますか <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ

証明書の提出先に制限があるため、個人番号・住民票コードを表示するときは、用途を記入してください。

(処理欄)

本人確認	【I】 免・バ・個カ・在カ・特永・身障・他(身分)	【II-イ】 保「国介後」・年・住カ写無・()
	【聴聞】	【II-ロ】 学・身分・他()
職務上請求備考	弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・社会保険労務士・税理士・弁理士・海事代理士	
受付	作成	交付
手数料	300 600 900	円

※請求には本人確認書類が必要です。第三者請求の場合は請求権限書類をご用意ください。 戸・住・附・印・届・他

【住民票交付請求に必要な本人確認書類】

1. 次の書類を1点お持ちください。

写真付きの書類	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード（写真付のみ）、船員手帳、海技免状、宅地建物取引士証、電気工事士免状、身体障害者手帳、療育手帳、官公署等職員の身分証明書で写真付きのものなど
---------	--

2. 上記の書類がない場合は次の2点をお持ちください。

組み合わせは下表の（イ＋ロ）又は（イ＋イ）の2点 （ロ＋ロ）は不可

イ	健康保険の被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、共済組合員証）、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書）、住民基本台帳カード（写真なし）、証明書の交付請求書面に押印した印鑑の印鑑登録証明書など
ロ	会社の写真付き身分証明書、写真付き学生証、指定されたもの以外の公の機関発行の写真付き資格証明書など

※代理人・使用者による証明書の請求などには、委任状が必要です。詳しくは戸籍住民課へお問合せください。

9、市営住宅入居申込書 記入例

第1号様式

市営住宅入居申込書

年 月 日										
逗子市長					住所 逗子市逗子〇-△-×					
必ず住宅名(部屋番号まで)を記入					申込者 氏名 逗子 花子 印					
					電話番号 090-1234-〇△□×					
次のとおり申し込みます。										
申 込 住 宅 名				申 込 者	勤務先名称		株式会社〇〇			
沼間南台住宅1号棟201号					勤務先所在地		逗子市逗子×-△-〇			
入居しようとする親族	氏 名	続柄	生年月日	年齢	職 業	過去1年間の所得の有無	身体障害の有無	同居別居	月収額	
	逗子 太郎	本人	1975.1.1	44	会社員	有	無		200,000円	
	逗子 花子	妻	1976.3.1	43	無職	無	無			
	逗子 一郎	父	1945.5.1	74	無職	無	無			
申込者の市内在住・在勤期間				① 市内在住	2 市内在勤	40年 月間				
住 宅 困 窮 事 情	1	住宅以外の建物又は場所に居住								
	2	保安上危険又は衛生上有害な建物に居住								
	3	間取り、世帯構成から同居生活に不相当								
	4	過密な居住環境		居室数 室 畳		一人平均使用畳数 畳				
	5	正当な立退要求		理由						
	6	遠距離通勤		片道所要時間 時間 分						
	⑦	収入に比べ家賃が高い		家賃(部屋代)70,000円をもって賃貸している。(10畳)						
	8	家族と別居・婚約その他								
住宅困窮事情欄は、事情に応じ数字を○で囲み、内容を記入										
※受付(抽せん)番号					※書類審査					

注意事項 ※の欄は、記入しないでください。

添付書類

1. 入居しようとする者全員の住民票の写し
2. 収入の額を証する書類
3. その他市長が必要と認める書類